

# 令和8年度女性のデジタルスキル習得講座業務委託 仕様書

## 1 業務名

令和8年度女性のデジタルスキル習得講座業務委託

## 2 業務の目的

富士市内の事業所は男性が多く勤める製造業が多数あり、非正規雇用労働者の割合も女性が多い。事業所の管理職数も男性が平均 5.02 人なのに対し、女性は 0.90 人（R5 調査）となっており、女性活躍の場が少ないと考えられる。あらゆる分野で活躍できるデジタルスキルを身につけた女性を育成し、スキルを活かした仕事を獲得してもらうことにつなげ、デジタルスキルを身につけることで、育児・介護を担う割合が高い女性に対し、新しい働き方の選択肢が増えることを目的とする。

## 3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年2月28日(日)までとする。

## 4 業務内容

本業務内容は、次のとおりである。

### (1) デジタルスキル習得講座の実施

- ①アプリケーションやWEBサービスの開発等ができる人材育成のための講座を開催する。
- ②講座は6月～12月の期間で2時間程度の講座を4回開催し、それを1セットとして計4セット（計32時間程度）の開催を基本とする。
- ③対象者はデジタルスキル習得を希望する市内在住・在勤の女性とし、定員は1セット20人程度を基本とする。就業者・未就業は問わない。
- ④幅広い世代のニーズや社会の要請を考慮した効果的な内容であり、多くの方の受講が期待できる工夫をする。
- ⑤対面形式での開催を主とするが、オンライン形式についても対応する。ただし、いずれの開催形式においても受講者が支障なく講座に参加できるよう、託児サービスを利用できる環境を整備する。

⑥受講者の募集、講師手配、講師への報償費支払い、会場準備、申込者への連絡調整、講座運営、託児対応、アンケート調査等を主に受託者が行い、委託者は支援する。下表参照。

◎：担当 ○：支援

工 程	委託者	受託者	備 考
実施打合せ	◎	◎	
参加者募集	○	◎	受託者はチラシ作成、申込対応、受講者管理等を行う。 委託者は周知や応募者の募集補佐など。
講師手配	○	◎	
会場準備	○	◎	対面形式を主とするが、オンライン開催についても対応する。
受講者への連絡調整	○	◎	
セミナー運営	○	◎	資料作成、託児対応等含む。
アンケート	○	◎	講座の受講満足度及び就業等へ結びついたかの調査等を行う。

## (2) 講座受講者への業務提供

- ① 富士公共職業安定所、富士市地域産業支援センター（Be パレットふじ）、富士市男女共同参画事業所等推進員等と連携し、講座受講者への就業等の支援を行うことや、受託者等が受注するデジタルスキルを活用できるような業務を受講者へ提供するなど、仕事として収入を得られる支援を業務伴走型で行う。
- ② 身につけたスキルを活かした就業等に向けて、疑問や不安を解消するための相談対応を行う。
- ③ 本講座によって、受講者が就業等へ結びついたかを調査し、市に報告する。なお、すでに就業中の受講者は、身につけたスキルを現職で活かしたか等を調査する。

## (3) その他の業務

本業務の遂行にあたり、各業務の実施方針等について、事前に本市と打ち合わせ協議を行うこと。

## 5 成果品

- (1) 実施報告書 1 部
- (2) 5(1)の電子データを記録した電子媒体 1 部

## 6 業務委託料

委託者は委託業務完了後、受託者からの請求に基づき、受託者の指定する指定金融機関へ業務委託料を振り込む。

## 7 特記事項

- (1) 本委託料には、チラシ作成・印刷料、託児料、運営補助者への謝礼など事業実施に係る全ての費用を含むものとする。
- (2) 委託者との定期的な打ち合わせを実施するなど、緊密な情報共有・連携を図りながら業務を実施すること。
- (3) 受託者が翌年度以降に変更となった場合には、業務実施に支障がないように次の受託者に対して適切な業務の引継ぎを行うこと。
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (6) 本業務に関する著作権は、委託者に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。
- (7) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、第三者の著作物、その他の権利を侵害しないこと。
- (8) 受託者は、業務の遂行によって知り得た個人情報について、本契約の目的の範囲内で使用するものとし、第三者に提供、開示、漏洩または他の目的に利用してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- (9) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。

## 8 疑義

本仕様において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において実施するものとする。